

平成 18 年 2 月 24 日

企業会計基準委員会 御中

ドイツ証券株式会社
グローバル・マーケット本部
証券化商品調査部長
江川 由紀雄

企業会計基準適用指針公開草案第 15 号に関する意見

貴委員会が平成 18 年 1 月 27 日付けで公表した「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」に関して、以下の通りコメントを提出させていただきます。

【意見】

1

第 26 項

第 3 段落 6 行目

「元利金が保全される高い信用格付け」とあるのは、「元金が」とする。

2

第 26 項

同じく第 3 段落 6 行目から 7 行目にかけて

「複数の格付機関よりダブル A 格相当以上を得ているような場合には」とあるのは適当ではなく、以下の何れかの代案を採用されたい。

代案 A

信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた複合金融商品については、区分処理を必要としないことを明確化し、一般の債券、貸付金、預金等と同様の扱いとすること。すなわち、たとえば、債券であれば、その信用力の程度や保有目的に応じて、投資有価証券、満期保有目的の債券、その他有価証券の何れの処理も許容する。

代案 B

格付け基準は設けず、元金の償還可能性の判断基準は「満期保有目的の債券」とする場合の基準と同様に、「信用リスクが高くない」合理的な基準を定め継続的に適用する

ことを条件に、企業の任意とすること。「信用リスクが高くない」とする基準の一例として格付機関による格付けを例示することは構わないと考えるが、その場合は、「複数の格付機関」ではなく、単独の格付け会社でも許容すること。また、「信用リスクが高くない」とする例示としての格付けの水準(ダブル A 格かシングル A 格か等)については、「満期保有目的の債券」への区分基準との整合性を保つ観点から、具体的な格付け水準を示さないこと。当該複合金融商品自体に格付けが付与されていなくても、元本の償還においてより劣後する金融商品に格付けがなされている場合に、その劣後する格付けをみなし格付けとして利用することを許容すること。

【理由】

1

この部分では、現物金融資産の当初元本にリスクが及ぶ可能性を論じているため。

2

代案 A について

金融商品に内包される信用リスクが現物（債券、貸付金等）によって組み込まれているか、デリバティブによって組み込まれているかによって、全く異なる扱いとすることには合理性を見出しが容易なこと。クレジットリンク債またはシンセティック CDO と、社債または信用リスクの源泉が現物資産となっているキャッシュ型 CDO は、信用リスクを組み込む手法が異なるだけで、その実質が異なるとは考え難い。実質的にリスク・リターン特性が同様と思われるキャッシュ型 CDO とシンセティック型 CDO を比較した場合に、前者は社債等と同様に、「信用リスクが高くない」として、企業が定める一定の基準を満たすものについては「満期保有目的の債券」に区分することが許容されるのに対し、後者について格付け基準等の一律の要件を定めることはバランスに欠く。信用リスクがデリバティブによって組み込まれた金融資産は、現物によって組み込まれたものと同様の扱いをすることが望ましいと考える。

代案 B について

企業が満期保有目的の債券に区分する際に「信用リスクが高くない」と判断する基準として既に格付けを利用しているケースも実際には多々あると推測されるが、その場合の格付け水準はシングル A 格であったり、トリプル B 格であったりと、画一的ではないと思われる。会計基準において格付けを利用することは、格付けの健全性を保つ観点から、慎重に検討されるべきと考える。仮に格付けを基準として用いるとしても、その水準は、合理的に「信用リスクが高くない」という基準として利用できると判断できる水準であれば良く、企業会計基準適用指針として具体的な格付け水準を示す必要はないように思

われる。「信用リスクが高くない」とする基準を満たさなくなった場合には、第3項（区分処理）または第9項（一体処理）を適用することになり、信用力が悪化して元本の償還可能性に不確実性が生じる状況では、時価の変動が適切に期間損益に反映されることになると考える。その点を考え合わせても、仮に格付け基準を例示するとしても、ダブルA格のように高い水準に置く必要はなく、トリプルB格またはシングルA格で十分であると思われる。

また、複数の格付機関からの格付け取得を実質的に会計基準が推奨することは好ましくないと考える。単数の格付機関から格付けを取得している金融商品と、複数の格付機関から格付けを取得している金融商品を比較した場合に、その実質が同一であっても、会計上の扱いが異なることは合理性に欠くように思われる。なお、公開草案にて複数の格付機関とされている根拠は、実質的ディフィーザンス等における債務のオフバランス化を認める要件として、債務引受金融機関等の格付け基準をそのまま流用しようとするものと推測されますが、資産や負債のオフバランス化の基準ではなく、もとよりオンバランスの資産または負債について、その資産・負債計上額の評価方法や期間損益への反映方法の選択肢に過ぎない基準に同様の基準を用いることは必ずしも適當とは思われない。格付機関による格付けの制度的な利用例としては、既に1996年2月に廃止された適債基準における格付けについては、单一の指定格付機関によるもので許容されていた。また、来年度より導入されるいわゆる「バーゼルII」（新BIS規制）において、標準的手法および内部格付け手法における証券化エクスポートジャーナーに関する格付準拠方式では、単独の格付機関による格付けの利用を認めている。

以上